

商工会議所貿易関係証明申請事務マニュアル改訂について

各地商工会議所が発給する原産地証明書等に係る申請事務マニュアルが改訂され本年4月1日より運用が開始されます。主な改正点は次のとおりです。

- ・貿易関係証明申請者登録に係る添付書類 旧) 登記簿謄本 新) 履歴事項証明書
- ・任意団体(法人格のない団体)の場合は、定款または団体の規約、役員名簿、事業活動報告書及び収支決算書(直近年度) 事業計画書及び収支予算書(当該年度)の提出
- ・各種申請書や届出書のフォーム改訂
- ・原産地証明書の必要部数は原則1件5枚以内
- ・原産地証明書COPYに枝番号は付けられない等

詳しくは、小樽商工会議所 業務部業務課 22-1177までお問い合わせ下さい。